

令和6年度第一回石狩市男女共同参画推進委員会 協議事項

1 宣誓方法について（要綱案第4条関係）

- ・他自治体（例：江別市、札幌市等）の取扱い

パートナーシップの宣誓をしようとする両者は、そろって市職員の面前において
パートナーシップ宣誓書に記入、提出すること

- ・石狩市の取扱い（予定）

パートナーシップの宣誓をしようとする両者は、パートナーシップ宣誓書に記
入、提出すること



事務局の考え

石狩市では、婚姻届の提出に準ずるもの考え、必要書類がそろっていればどちらか一方による宣誓書の提出も可能としたい

婚姻届の提出に準ずるものとするが、市職員の面前で両者によって行われる宣誓も、他市町村と同様に選択できるものとする

2 通称名の使用について（要綱第6条関係）

- ・他自治体（例：札幌市）の取扱い

宣誓における氏名は、通称名を用いることができる

- ・石狩市の取扱い（予定・江別市も同様）

宣誓における氏名は、戸籍上の氏名と併せて通称名を用いることができる



事務局の考え

パートナーシップ宣誓書受領証等に、通称名と併せて、同時に使用することが想定される運転免許証等と同じ戸籍上の氏名も記載することで利便性の向上を図りたい

戸籍上の氏名を使いたくない方にとっては、通称名のみの表記の記載を希望する方もいるかもしれないが、表記の仕方としては統一したい